

富田山公園再整備基本計画策定業務委託 特記仕様書（案）

第1章 総則

（適用）

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、一宮市（以下「発注者」という。）が実施する富田山公園再整備基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）について適用し、一宮市設計測量等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。

また、本仕様書、約款及び設計図書に記載の無い事項は、愛知県建設局設計業務等共通仕様書を準用するものとし、最新のものは愛知県の関係機関 HP にて確認することとし、添付は省略する。

（目的）

第2条 本業務は、民間活力を活用し、木曾川沿川に存する富田山公園を中心に河川空間を活かした都市公園（以下「本公園」という。）の「賑わい創出」、「魅力の向上」等を図るため、サウンディング調査を実施し、民間事業者の参入条件、エリア設定等を行うなどの官民連携事業の導入検討を行うものである。

また、民間事業者の参入を促進するため、国の「かわまちづくり」支援制度による水辺空間を活用したサイクリングロード、親水護岸等の周辺施設の整備について検討し、本公園の基本計画を作成するものである。

なお、民間活力の導入を踏まえ、民間事業者を公募するために必要な公募設置等指針（案）等の作成も行う。

（施行場所）

第3条 本業務における施行場所は、一宮市富田地内ほかの富田山公園及び木曾川尾西緑地の一部並びにその他周辺施設で（別添位置図参照）、検討面積は、約 100,000 m²とする。

（法令等の遵守）

第4条 本業務の実施にあたり、設計図書、約款及び本仕様書に基づくほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、河川法
- (2) 一宮市個人情報保護条例、一宮市契約規則
- (3) その他関係法令、通達等

(疑義)

第5条 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によりその取り扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

(管理技術者、照査技術者、担当技術者)

第6条 本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。

2 本業務の管理技術者は、過去10年間において、次の各号のいずれかの同種業務（元請に限る。）の実績を有する者でなければならない。

- (1) P-PFI を含む民間活力導入の可能性の検討を行った業務
- (2) 民間事業者を公募するために必要な公募設置等指針の作成業務
- (3) 「かわまちづくり計画」に関する業務

3 前項に掲げる同種業務のうち、本業務の管理技術者が実績を有していないものについては、その同種業務の実績を有する担当技術者を配置しなければならない。

4 本業務の担当技術者には、次に掲げる資格保有者を含めなければならない。

- (1) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するもの
- (2) 技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）又は RCCM（河川・砂防及び海岸、海洋）の資格を有するもの

(業務計画)

第7条 受注者は、監督員と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を含む）以内に監督員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (2) 業務計画書
- (3) その他発注者が必要と認める書類

(テクリスの登録)

第8条 受注者は契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

(品質管理)

第9条 受注者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令等を遵守する他次に掲げる資格を取得し、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを監督員に提出するものとする。

(1) ISO9001(品質管理システム)

(損害賠償)

第10条 受注者は、本業務遂行により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本業務遂行により知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、一宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和6年3月27日までとする。

(成果品の納入場所)

第14条 本業務成果品は、一宮市まちづくり部公園緑地課へ納入するものとする。

(完了)

第15条 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに、修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

(瑕疵等)

第17条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに、発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負

担で行うものとする。

(資料の貸与等)

第 18 条 発注者は、本業務の実施に必要な資料及び図面等を受注者へ貸与するものとする。なお、受注者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。

また、本業務完了後、速やかに、貸与された資料を発注者に返却し、監督員の検収を受けなければならない。

(業務管理)

第 19 条 受注者は、業務計画書に基づき、適切に工程管理を行うとともに、各作業工程の進捗状況について適時監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第 20 条 受注者は、本業務の全部を一括して、又は本業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、発注者に書面にて申請し、承諾を得なければならない。

3 受注者は、本業務の一部を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して本業務の実施について適切な指導、管理のもと本業務を実施しなければならない。なお、協力者は、一宮市の入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(地元住民への説明等)

第 21 条 本業務を実施するにあたり、地元住民との連携を図るため、発注者による地元住民への説明については、受注者は、市・地元の方向性がまとまるように協力しなければならない。

(業務体制等)

第 22 条 受注者は、本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保するとともに、本業務の各過程において、発注者及び関係機関（河川管理者等）と十分に協議を行い、その指示に柔軟に対応するように努めなければならない。

2 受注者は、緊急時などにおいても電話連絡ができる体制を確保するものとする。

3 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、本業務履行期間中においては、必要に応じて発注者と打合せを行うものとする。また、発注者に提出する業務工程表に基づき進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第23条 業務内容は、次に掲げるとおりとする。

1 富田山公園周辺の利活用方針の検討

(1) 現況把握及び現地調査

平成30年度実施業務『富田山公園再整備手法検討業務委託』の内容を把握するとともに、富田山公園及び木曾川尾西緑地の一部並びにその他周辺施設（以下「富田山公園周辺」という。）に関する既存資料（関連施設、工事支障物等）や、富田山公園周辺の状況の変化、公園施設の整備状況等を把握し、整理する。整理にあたっては、第7次一宮市総合計画、一宮市都市計画マスタープラン、一宮市緑の基本計画等の上位関連計画との位置づけ等に留意する。

また、現地調査については、計画対象範囲の地形や地質、植生、土地利用のほか、計画上で支障となり得る課題を整理し、必要に応じて写真等を用いるものとする。

なお、現地調査にあたっては、近隣住民及び施設利用者等の支障にならないよう努めるものとする。

(2) 利用状況分析

富田山公園周辺で行われるイベントや市民団体・利用者等の活動、尾西グリーンプラザの運営活動等を整理した上で、市内外で行われるイベントとの連携の可能性や利用促進を阻害する要因等を分析する。

(3) 富田山公園周辺の利活用方針の検討

「(1) 現況把握及び現地調査」、「(2) 利用状況分析」を踏まえ、本公園を含む木曾川沿川での包括的な利活用方針の検討を行う。

2 船着場（棧橋）及び護岸整備の概略検討

(1) 基本事項の整理

既往資料、関連計画等を踏まえて、利用目的、規模及び必要諸元を整理する。

(2) 船着場（棧橋）や護岸整備の可能性検討

当該箇所において、船着場（棧橋）や護岸整備の概略検討を行う。

1) 船着場（棧橋）及び護岸整備形状の概略検討

整備の概略案（イメージ案）を検討する。

2) イメージ図面の作成

上記の検討結果を踏まえ、概略図の作成を行う。図面は、平面図、断面図を基本とする。

(3) 河川管理者との協議資料の作成及び協議支援

河川管理者と協議に必要な資料作成を行うとともに、会議出席の上、議事録作成を行う。

- 1) 協議資料作成 1 式
- 2) 河川管理者協議 2 回程度

3 マーケットサウンディング

(1) 対象企業の選定

調査対象事業者を選定する。選定にあたっては、地元企業、中部圏にて実績がある企業、全国規模の企業をバランスよくヒアリングできるように留意すること。また、過年度業務結果についても十分把握した上で、必要に応じて、選定業者やヒアリング内容に反映すること。

(2) 一次ヒアリングの検討(アンケート調査)

選定した企業に対して、事業参入の意向を確認するため、事業参入意向、事業範囲、事業概要、事業参入にあたっての課題や条件等をアンケート形式で調査する。

(3) 二次ヒアリングの検討(対面ヒアリング調査(5 件程度))

一次ヒアリング結果を踏まえて、二次ヒアリング企業を選定し、対面ヒアリング調査を実施する。

4 PPP/PFI 導入可能性の検討

(1) PPP/PFI 導入の可能性検討エリアのポテンシャルと計画内容の検討及び設定

「3 マーケットサウンディング」の結果を踏まえ、PPP/PFI 導入を図るため、以下の事項について検討及び設定を行う。

- ① 基本方針・コンセプトの検証
- ② ゾーニングの検討と設定
- ③ 導入施設の検討と設定
- ④ 利用者数の検討と設定
- ⑤ アクセスや動線の検討と設定
- ⑥ 環境の保全と創出に関する検討と設定
- ⑦ 空間構成の検討と設定
- ⑧ 整備水準の検討と設定
- ⑨ 維持管理方法の検討と設定
- ⑩ インフラ整備による効果、経済効果の検討
- ⑪ 民間活力導入検討の対象事業の整理

(2) 民間活力導入手法の検討

事業の期間、事業特性や事業規模等により適切な事業方式、事業形態等を考慮し、民間活力の採用手法を検討する。検討にあたっては、一つの事業手法に絞り込まず、都市公園法第5条の2から第5条の9に基づくP-PFIのほか、地方自治法に基づく指定管理者制度、都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度、民間資金等の活用による公共施設等整備等の促進に関する法律に基づくPFI事業など複数の手法を検討する。

(3) VFM の評価

「(2) 民間活力導入手法の検討」において検討した事業手法のうち複数案に対して、公園施設等の整備を公園管理者が自ら実施する場合(従来方式)の概算事業費(設計費、建設費、維持管理・運営費、調査費等)と民間活力を導入した事業手法により実施した場合の概算事業費を算定し、民間活力を導入した事業手法により実施した場合のVFMの有無を評価する。

(4) 事業スキームの検討

「(2) 民間活力導入手法の検討」及び「(3) VFM の評価」の結果から選定した事業手法案に対して、PPP/PFI 導入の適否の評価を行い、当該事業の導入が適しているか検討する。スキームの検討にあたっては、事業範囲、事業内容、リスク配分などを検討し、事業者の参画しやすいスキームを検討する。

なお、P-PFI での手法を考慮し、公園施設の整備に要する費用(積算額)に対して、公園管理者の費用負担が1割以上削減できるかについて留意するものとする。

(5) 事業スケジュールの検討

事業内容・事業範囲・事業手法を考慮して、事業完了までのスケジュールを検討する。

(6) 課題等の整理

選定した事業方式で実施する場合に想定される課題について抽出し、その対応策の検討を行う。

5 かわまちづくり計画の検討

(1) かわまちづくりの基本計画(基本方針)の検討

富田山公園周辺における「かわまちづくり計画」の策定にあたり、登録の申請対象地区及び基本方針について検討する。また、「かわまちづくり計画」に取り組む基となる地域の魅力や強味、アイデアなどを取りまとめること。

また、検討の際には別業務「木曾川尾西緑地測量設計業務委託」(今年度発注予定)の内容を反映すること。

(2) 協議会等運営支援

木曾川沿川の地域住民との協働を目的として、地元住民、民間企業、市等で構成する協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会における協議、立案、運営支援を行う。また河川管理者等関係機関のほか、市庁内関係課との協議など、各種会議の企画、資料作成、会議の進行支援、議事録作成等を行う。

① 協議会運営支援(3回程度)

かわまちづくり計画を検討するため、協議会の運営支援をすること。

② 関係機関協議等支援(3回程度)

本業務を遂行していくために必要となる河川管理者等関係機関のほか、市庁内関係課との協議説明資料の作成及び支援をすること。

6 基本計画の策定

「1 富田山公園周辺の利活用方針の検討」から「5 かわまちづくり計画の検討」までをとりまとめるとともに、富田山公園周辺において基本計画の対象エリアを設定し、富田山公園再整備事業における基本計画を策定する。この時、過年度業務で整理した「基本構想」についても、アフターコロナ等の社会情勢の変化を鑑み、必要に応じて見直しをすること。

(1) 対象施設の概略検討

「3 マーケットサウンディング」から「5 かわまちづくり計画の検討」の結果を基に、既存施設の撤去後の敷地について整備施設の概略検討を行い、概算工事費算出に必要な概略図面を作成する。

(2) 概算工事費算出

概略図面をもとに、公園施設の整備に要する工種別の概算工事費を算出する。

(3) 整備イメージ図の作成

一般公表するために必要なパース図を作成する。

- ・全体計画が確認できる鳥観図 1 枚
- ・事業内容が確認できる詳細図（アイレベルパース）3 枚程度

(4) 調整用資料の作成

関係機関、市庁内関係課などとの調整に必要な資料の作成及び取りまとめを行う。

7 公募設置等指針（案）の作成

「1 富田山公園周辺の利活用方針の検討」から「6 基本計画の策定」までを踏まえて、都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等を作成する。

8 報告書作成

富田山公園周辺における PPP/PFI 導入可能性の検討、基本計画の策定、かわまちづくり計画の検討、公募設置等指針（案）等の作成についてまとめる。

9 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時 4 回、成果品納入時の計 6 回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要なとき、又は疑義が生じたときは、速やかに、監督員と協議するものとする。

なお、受注者は、打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、監督員に提出するものとする。また、業務の着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立会うものとする。

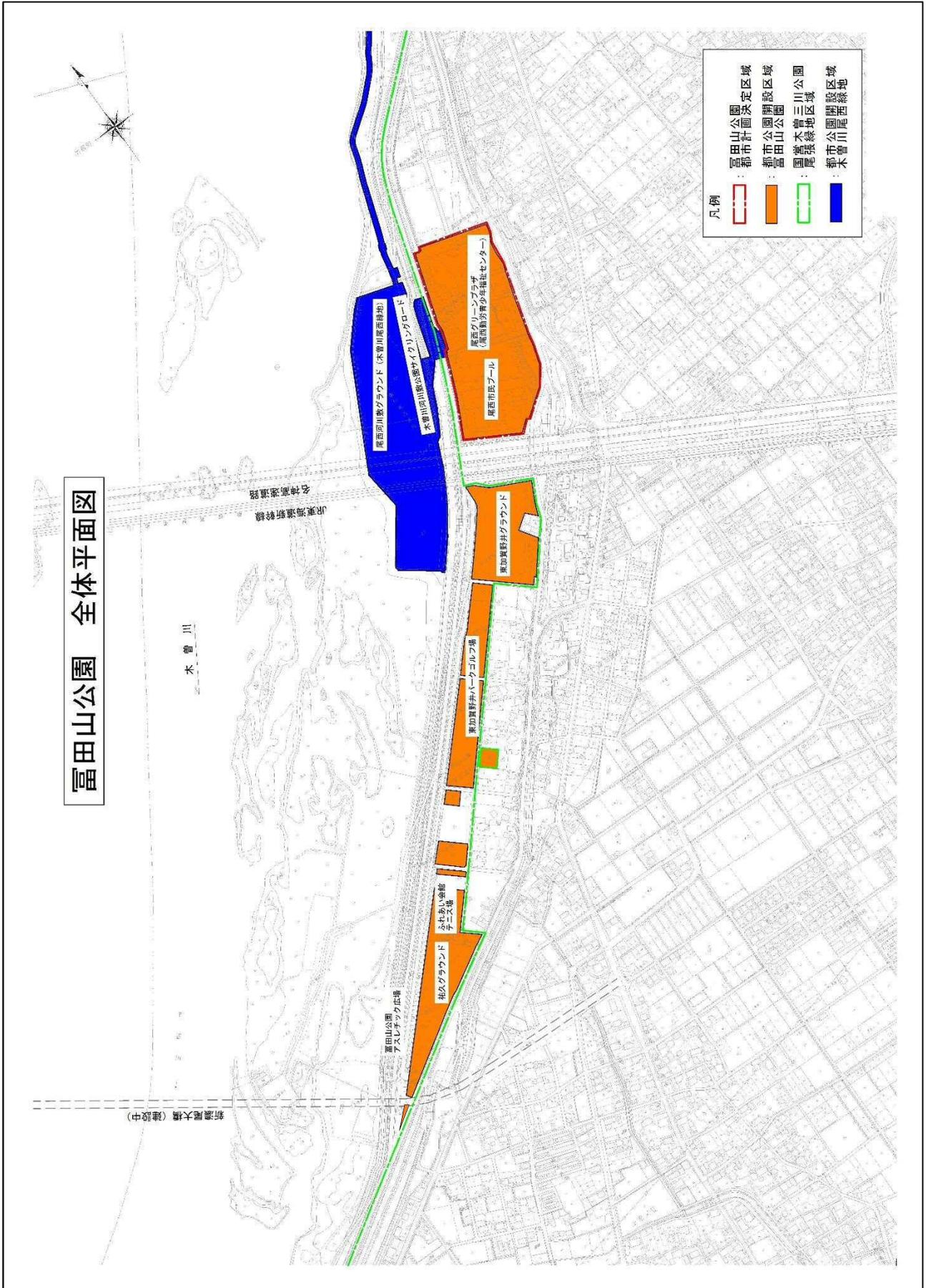
第3章 成果品

(成果品)

第 24 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 報告書（A 4 版） | 3 部 |
| (2) 上記報告書の電子データ | 一式 |
| (3) 関係機関協議資料 | 一式 |
| (4) 協議会資料 | 一式 |
| (5) 公募設置等指針（案） | 一式 |
| (6) その他監督員が必要と認めた資料 | 一式 |

富田山公園周辺全体平面図



概要

所在地	一宮市富田地内ほか
検討面積	富田山公園及び木曾川尾西緑地の一部並びにその他周辺施設 約100,000㎡
主な既存施設	<ul style="list-style-type: none"> ・尾西プール（令和6年度取壊し予定） ・尾西グリーンプラザ（体育室・多目的ホール・会議室・グランピング場・パターゴルフ場） ・駐車場250台（体育館110台、プール140台） ・木曾川河川敷サイクリングロード ・尾西河川敷グラウンド（ソフトボール場、サッカー場） ・スケートパーク（令和5年度設置予定） <p>※富田山公園面積9.39haに対し、既存の建築面積はおよそ2,750㎡ ※建蔽率は約3%となっている。また運動施設面積はおよそ35,100㎡でその割合は約37%である。（詳細は受注後確認すること）</p>

位置図

